

事 務 連 絡

令和 5 年 4 月 1 4 日

関係所属所長 様

公立学校共済組合埼玉支部資格管理担当

「高齢受給者証」の交付時期について（通知）

70歳～74歳の組合員、被扶養者の方には、共済組合から標準報酬月額に応じた負担割合を示した高齢受給者証が交付されます。

新規で共済組合員の資格を取得された組合員（70歳から74歳の方）及び被扶養者の方（70歳から74歳の方）については、高齢受給者証（70歳から74歳の方に交付するもので、医療機関に提示する）の対象となります。

新規、更新、任用区分変更となる方は、高齢受給者証を発行するための基礎となる標準報酬月額が未決定、または任用期間情報が任命権者から未入手のため、現時点では発行手続きできません。見込みでは、4月下旬頃に決定する予定です。

標準報酬月額、任用期間情報が決定次第発行し、所属所宛送付しますので、対象者に同封の本人宛ご案内を配布くださるようお願いいたします。

福利課資格管理担当

Tel 048-830-6694

事 務 連 絡
令和 5 年 4 月 1 4 日

高齢受給者証交付対象者の方へ

公立学校共済組合埼玉支部資格管理担当

「高齢受給者証」の交付時期について（通知）

70歳～74歳の組合員、被扶養者の方には、共済組合から標準報酬月額に応じた負担割合を示した高齢受給者証が交付されます。

しかし、新規、更新、任用区分変更となる方は、高齢受給者証の基礎となる標準報酬月額が未決定、または任用期間情報が任命権者から未入手のため、現時点では発行手続きができません。見込みでは、4月下旬頃に決定する予定です。確定次第発行し、所属所宛に送付しますが、お手元への到着は4月末頃となります。ご不便をおかけいたしますが、しばらくお待ちください。

なお、高齢受給者証の到着前に医療機関を受診する場合は、高齢受給者証が発行中である旨を伝え、医療機関の指示に従うようお願いいたします。

※高齢受給者証の提示により負担割合（医療機関等での窓口支払額）が3割または2割となります。

高齢受給者証の提示が出来ず、2割負担割合の方が3割負担した場合でも、短期給付担当から過負担分を組合員に自動給付します。

福利課資格管理担当
Tel 048-830-6694